

平成14年度 第1回公共事業評価専門委員会

議 事 録

日 時 平成14年8月1日(木) 午後1時30分
場 所 三井アーバンホテル秋田

(午後1時30分 開会)

1 開 会

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成14年度第1回公共事業評価専門委員会を開催いたします。

2 あいさつ

事務局 はじめに、関係各部長からごあいさつをお願いします。はじめに、農林水産部長よりお願いいたします。

長江森林技監

農林水産部森林技監の長江でございます。本来ですと、部長が来て皆様にご審議をお願いするところでございますが、急遽上京いたしましたので、代わって私がまいった次第でございます。さて、本県の一次産業であります農業、林業、水産業でございますが、いずれも従事者の減少、高齢化、あるいは生産物価格の低迷、さらには流通販売対策の遅れといったような、三業に共通します問題点を抱えておる次第でございます。やはり農業、林業、水産業、それぞれの分野が相互に連携をいたしまして、総合的な農林行政を展開をする必要があるということで、県の行政改革の一環として、本年4月に従前の農政部と林務部が統合されまして、農林水産部として新たに発足したところでございます。引き続きご支援のほどをよろしくお願いを申し上げます。さて、農林水産部の主な公共事業といたしましては、農林水産業の振興のための生産基盤の整備、あるいは治山事業、地すべり防止事業といった、県民の暮らしを守る事業を主に担当をしているところでございます。本日は農林水産部といたしまして16件を諮問をしているところでございまして、いずれも平成9年に事業採択となったところで、5年を経過したということで今回ご審議をお願いしているところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局 続きまして建設交通部長、お願いいたします。

越後谷建設交通部長

建設交通部長の越後谷でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。私ども建設交通部におきましては、重点施策としまして、一番大きな課題として掲げているのが、何といたっても高速道路の整備促進でございます。おかげさまで、今年度2カ所ほど新たな供用開始する予定になってございまして、全国平均で申し上げますと、61%高速道路整備されているわけでございますが、秋田県、この秋の2カ所の供用開始を入れましても、まだ59%ということで、非常にまだ遅れているわけでございますが、物流その他諸々考えますと、さらに引き続き積極的に高速道路については進めてまいりたいと考えております。その

他のインフラ整備につきましても、河川改修等々まだまだ遅れているわけですが、この件につきましても、今後引き続き努力してまいりたいと考えてございます。本日、私ども建設交通部といたしましては、3件ほど提案してございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

3 委員紹介

事務局 今年度4月1日の秋田県政策等の評価に関する条例の施行に伴いまして、従来の公共事業再評価審議委員会は、公共事業評価専門委員会と名称を改めましたが、きょうがその最初の委員会となります。ここで、本日出席の委員の方々を紹介いたします。なお、名簿上は小林委員が欠席となっておりますが、出席されております。事務局の不手際をお詫び申し上げます。それでは、委員の紹介をしたいと思います。まず、秋田県経営者協会専務理事の高橋委員でございます。秋田大学工学資源学部土木環境工学科助教授、石井委員でございます。大湯リハビリ温泉病院長の小笠原委員でございます。秋田工業高等専門学校環境都市工学科教授の折田委員でございます。秋田県立大学短期大学部農業工学科教授の佐藤委員でございます。秋田県立大学生物資源学部生物環境学科教授の小林委員でございます。秋田大学工学資源学部土木環境工学科教授の清水委員でございます。NPO 事業化支援研修センター理事長の小西委員でございます。秋田県女性議会の会事務局長の佐藤委員でございます。秋田工業高等専門学校環境都市工学科教授の羽田委員でございます。秋田大学工学資源学部土木環境工学科助教授の松富委員でございます。秋田大学教育文化学部自然環境講座教授の井上委員でございます。岩手大学農学部附属演習林助教授の澤口委員でございます。なお、小笠原暁委員は所用のため欠席でございます。

4 県出席者紹介

事務局 続きまして、県側の出席者を紹介いたします。長江森林技監でございます。三浦農林水産部次長でございます。佐藤農林政策課長でございます。黒子農山村振興課長でございます。今井農地整備課長でございます。佐々木森林整備課長でございます。越後谷建設交通部長でございます。能藤建設交通部次長でございます。小沢田建設交通政策課長でございます。三浦河川課長でございます。佐藤砂防課長でございます。進藤港湾空港課長でございます。

5 「秋田県政策等の評価に関する条例」の制定について

事務局 それでは、「秋田県政策等の評価に関する条例」の制定について、事務局から説明いたします。平成14年の4月1日付けで、秋田県政策等の評価に関する条例が施行されましたが、これにつきましては、平成13年度の第2回再評価委員会でも、皆様に概略を説明したところでございます。従来、再評価事業のこうい

う委員会につきましては、国の各省庁が定めました再評価の実施要領に基づきまして、秋田県が公共事業再評価実施要綱を定めまして、それに基づいて一定の要件を満たす国庫補助事業を対象に実施しておりましたが、今回この条例を制定したことによりまして、現行の要綱から条例にその根拠が移るということでございます。その条例化の目的といたしましては、評価制度の根拠を現行の要綱から条例に置くことによりまして、評価制度を県政運営の基本制度と位置づけると、そして評価のより厳格な実施、評価に関する信頼性の向上、こういうことを目的としております。また、再評価ではもうすでに実施しておりますが、外部評価制度の導入を図ることによりまして、評価制度の充実、評価の客観性の向上を図るということでございます。お手元の資料1に、そのシステム等実際の条例を添付しておりますので、ご参考に見ていただければわかると思います。条例案のポイントとしましては、お手元の資料を見てもおわかりになりますが、評価を実施する機関、この実施機関が、知事、それから教育委員会、公安委員会、警察本部長及び公営企業管理者というものに分かれます。それで、委員会の名称が、これまでの「再評価委員会」から「公共事業評価専門委員会」というものに名義を変えたということでございます。知事は、これまでの再評価と違いますのは、各実施機関が作成した評価の実施状況及び評価の結果、その政策への反映状況に関する報告書を取りまとめて、県の議会に報告するということでございます。また、実施状況の議会への報告につきましては、これはすべて公表するというので、透明性を確保することも今回の条例のポイントでございます。委員の皆様には、これまでの再評価委員会から引き続きまして、評価専門委員会の委員に就任していただくことを承諾していただいております。今後ともこの評価専門委員会についてはよろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

6 出席状況の報告

事務局 次に、出席者の状況についてご報告いたします。本日は、委員総数14名のうち13名が出席しておりますので、条例第13条第3項に定める定数を満たしており、委員会が成立することをご報告いたします。

ここで、本日の議事の予定についてご説明いたしたいと思っております。議事については、議案第1号が委員長の選出でございます。議案第2号が委員会の公開または非公開についてでございます。議案第3号が再評価の実施状況でございます。なお、議案第4号ですが、本委員会重点審議事項がある場合は、次回の開催日についてお諮りいたします。閉会は16時を目途にしております。

7 議 事

(1) 議案第1号 委員長の選出について〔議事録署名人の指名〕

事務局 それでは、これから議事に入らせていただきます。議事の進行は条例第13条

第2項の規定により、委員長が議長となつて行ふこととなつておりますが、委員長が決まるまでの間、暫時進行役を務めさせていただきます。本日の議案第1号、委員長の選出についてお諮りします。当委員会の委員長は、条例第12条第2項の規定により、委員の互選によって定めることとなっております。委員の皆様から委員長の候補者をご推薦いただきたいと思います。どなたかご推薦いただけませんか。

折田委員 従前どおり高橋先生にやっていたらと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ただいま高橋委員を委員長に推薦するご発言がありました。委員の皆様ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 ご異議がないようですので、当委員会の委員長は、高橋委員に決定させていただきます。早速ですが、高橋委員長には議長席にお移りいただき、これからの議事の進行をお願い申し上げます。では、高橋委員長、お願いいたします。

議長 ご指名いただきました高橋でございます。大変力不足でございますけれども、ご指名に従いまして素直に受けまして、精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたしたいと思っております。委員の皆様には、それぞれのお立場から広い視野に立たれまして、ひとつご意見の活発なご発言をお願いしたいと思っております。先程事務局からのご説明ありましたとおり、従来公共事業再評価審議委員会というふうにお呼んでおたわけでございますが、公共事業評価専門委員会と、こういうことに名称が変わったわけでございます。つきましては、去る5月24日、先程事務局からのご説明ありましたとおり、外部評価制度というものが条例化されまして、秋田県政策評価委員会の第1回目が開催されたわけでございますが、その一部門として公共事業評価専門委員会、それからご案内の資料のとおり、研究評価専門委員会の2つが設置されたわけですが、そのうちの公共事業部門の委員として、私、政策評価委員会委員に先般指名を受けたところでございます。そのことにつきまして、まずご報告申し上げたいと思っております。どうぞひとつ先生の皆様方、よろしく願いいたしたいと思っております。それでは、早速でございますが、本会の議事録署名人を私のほうからご指名させていただきたいと思っております。議事録署名人に石井委員と小西委員にひとつよろしく願いいたしたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

(2) 議案第2号

委員会の公開または非公開について

議長 それでは続きまして、議案第2号、委員会の公開または非公開につきましてお

諮りいたしたいと思います。委員会の公開または非公開につきましては、運営要領第2条第2項で、審議会の会議の公開に関する指針に定める会議の公開の基準に基づきまして委員会に諮ると、こういうことになっております。このことにつきまして、まず事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局（石黒） それでは、事務局からご報告いたします。今回のお手元でございます議案につきましては、会議の公開基準に照らしまして非公開とするものがないと判断いたします。

議長 ただいま事務局のほうから、会議の公開基準に照らしまして、非公開としなければならない議案はないというご説明でございました。ご異議がなければ、本日の会議は公開といたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 ありがとうございます。

（３）議案第3号
再評価の実施状況

議長 それでは、議案第3号、再評価の実施状況に入りたいと思います。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局 平成14年7月8日付けで知事から当委員会に諮問がなされております。つきまして、この諮問のありました19件、農林水産部が16件、建設交通部が3件、これらの事業につきまして、調査、審議をお願いいたします。

農林水産部所管事業（16件）について

議長 それでは、これから諮問のございました19件の事業につきまして、調査、審議を行ってまいりたいと思います。初めに、県各部ごとに再評価の実施状況をご説明いただき、それから質疑、ご意見を承りたいと思います。それに続きまして、重点審議事項の抽出ということで進めてまいりたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。それでは、初めに農林水産部所管事業につきまして、ご説明をお願いいたします。

黒子農山村振興課長

それでは、農山村振興課所管の農道事業1件について、ご説明いたします。広域営農団地農道整備事業、仙北北部第2地区であります。再評価対象個別表の2枚目ですけれども、図面をお開きいただきたいと思います。A3の縦で

すけれども、施工場所です。図面の上半分のほうでございますが、赤い線で示してありますように、国道46号線沿いの仙北郡協和町横道地内から河辺郡河辺町大張野地内の、秋田中央地区広域農道へ接続する、全長14.3kmの広域農道であります。この地区のちょうど図面の下側にあたりますが南側には、図面にオレンジ色の線で示してございますが、仙北北部地区広域農道9.3kmが、13年度に完了してすでに供用を開始してございます。この地域は、川沿いの平坦地の水田稲作が中心でございますが、これまで出羽丘陵広域農業開発事業による草地開発（緑色に着色）を進めるなどして、畑作や畜産の振興にも力を注いでいる地域でございます。次に、再評価の調書に戻っていただきまして、事業の目的であります。農産物や生産資材の流通の合理化、並びに走行経費の節減のほか、生活道路としての活用も見込まれており、農村地域の生活環境の改善が図られるものでございます。農家をはじめ地域住民からも強い要望がございまして、早期の完成を期待されているところであります。総合計画上の位置付けでございますが、平成12年から14年度前期計画の目標が40でございましたが、本年度（14年度）42の達成見込みとなっております。また、平成17年度、平成22年度の整備目標は、それぞれ68、142でございます。今後とも予算確保に努めながら、事業を推進してまいりたいと思います。次に、事業の内容でございますが、現時点で延長が14.3kmとなっており、計画値からは一部ルートの変更がございましたので、500mの増となっております。事業費は91億2,400万円で、計画値からは労務費や資材費の低下により、1億5,600万円の減となっております。事業の進捗状況ですが、事業費で85%の進捗率で、事業量は全路線の92%の区間で工事に着手しております。長期継続の理由でございますけれども、計画当初から本ルートが山間地を通過する路線でございましたことから、しかも、施工延長も長いことから、10カ年の工期を見込んでございましたが、工事が順調に進捗したことから、当初計画より1年早く完成する予定になってございます。事業を巡る社会情勢の変化ですが、先程の図面の南側の仙北北部地区が13年度で完了いたしましたので、秋田中央地区広域農道へ接続して、全線を通行できるよう早期完成の期待がますます高まっております。環境対策としましては、平成9年度と11年度に調査してございますが、オオタカ、クマタカ等の貴重な猛禽類は認められておりません。次に、事業の効果でございます。供用開始により農作物の輸送経費の軽減や、舗装道路になることで荷傷みの防止が図られるなど、農村環境の改善に寄与する効果があります。整備効果がある周辺の便益を受ける農作物でございますけれども、全体の受益面積が4,200ha、内訳は水田が3,200ha、普通畑が440ha、樹園地が10ha、草地が550haであります。また、農業目的以外の一般車両は1日1,000台余りを見込んでございまして、開通後は当課のHPを開発してございますが、HPに掲載するなど、広域農道の路線図、概要等について、各分野の利用促進を図るため情報発信をしてみたいと思います。費用対効果につきましては、本資料の3枚目に便益（B）、費用（C）、投資効率（B/C）を一覧表で示しております。また、その詳細につきましては、別冊の資

料2というところの1ページでございますが、1ページには品質向上効果、それから3ページには走行経費節減効果、並びに6ページには妥当投資額の概要と計算式を添付してございますが、投資効率は計画時も現時点も同じく1.23となっております。なお、同じその資料の7ページ、8ページには、土地改良事業の経済効果算定の概要を載せてございます。今後の事業進捗の見込みでありますけれども、橋梁等の主要構造物も順調に施工してきておりますので、15年度と16年度で舗装工事まで終えて、最終の17年度には安全施設等を整備して完了する予定となっております。コスト縮減でございますが、協和町地内の国道46号線沿いに道の駅を造成する盛土でございますが、本事業の残土を利用して工事する計画でございますが、2つの事業の効果が発現するよう、現在協議中でございます。最後になりますが、対応方針(案)及びその理由につきましても、ただいまご説明いたしましたように、受益農家はもとより、地域住民をはじめとする県民にとりましても、仙北北部第2地区広域農道の全線開通への期待は大きいものがございます。こうしたことから、当初計画より1年短縮して平成17年度完成を目指しているところでありますので、継続して事業が遂行できますよう、よろしく調査、審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。資料2のほうでは、特に強調してご説明なされたい点はございませんですか。

黒子農山村振興課長

資料2の1ページでございますが、「広域農道仙北北部第2地区経済効果について」ということで、特に品質向上効果を挙げてございます。その中で品質向上の(1)は定義と考え方でございます。(2)に受益の考え方ということでありまして先程申しましたように、砂利道がアスファルト舗装に変わることによって、特に野菜等の荷傷みの防止が図られるということで、荷傷み防止効果を挙げてございます。それから、防塵効果でございますが、砂ぼこり等によって生産物の価値が下がるということを解消するという、防塵効果でございます。それから、3ページには走行経費節減効果というのがございまして、これは道路が新設あるいは改良されることによって、そこに書いてありますが、従来の輸送にかかるスピードがアップするという問題とか、それから、車両のたとえば軽自動車しか入らなかったところに2トン、4トン車が入っていくとか、そういう扱い荷物量が増大するというようなことから、コストの節減効果が出るという内容になってございます。あとは、6ページのほうには、そういうことで妥当投資額はこういうふうにして算定するという内容と、それから、7ページ、8ページについては、その定数といいますか、考え方は土地改良事業においてはこのように進められているということでございます。

議長 どうもありがとうございます。それでは、続きまして農地整備課からご説明

をお願いいたします。

今井農地整備課長

それでは、農地整備課所管の事業についてご説明申し上げます。総括表にございますように、今回ご審議いただく事業は、担い手育成基盤整備 1 1 件、それから地域用水環境整備 1 件、地すべり対策 1 件の合わせて 1 3 件となっております。はじめに、1 ha の大区画ほ場を実施しております担い手育成基盤整備事業であります。共通事項について申し上げますと、本事業は生産性の向上と、生産コストの低減を図るとともに、多様な担い手によります農地の集積を促進し、大豆や野菜の畑作物の導入による複合経営を推進し、発展性の高い農業の確立を図るといったものでございます。県といたしましては、農家の高い意欲と国の UR 対策などの推進によりまして、平成 7 年度から 1 1 年度までは、農業農村対策大綱によりまして事業を推進したところでございます。また、1 2 年度からは「あきた 2 1 総合計画」に基づきまして、平成 2 2 年度までの 1 1 年間に、1 万 4,500ha、整備率 7 6 % を目標に事業を進めております。このうち 1 0 年度から 1 4 年度までの前期計画では、4,500ha の整備を行うこととしておりますが、1 2、1 3 年度の 2 カ年で 3,853ha を整備し、前期計画 3 カ年目標に対しまして、すでに 8 6 % を達成したところでございます。また、事業の目的であります、担い手等への農地の集積につきましては、平成 3 年度から実施しております大区画ほ場整備で、平成 1 3 年度までに完了した 5 1 地区の受益面積 4,703ha のうち 2,314ha、率にいたしまして 49.2 % という高い数字というものを確保してきておるところでございます。県では、地元農家の合意形成や県内の地域バランス等に配慮しながら、できるだけ多くの地区を整備するよう努めてきたところでありますが、国の UR 対策が終わったのに加えまして、近年の公共事業抑制や市町村財政が厳しさを増していることなどから、年度執行予算が減少する傾向となってきてございます。今回ご審議いただきます地区は、いずれも平成 9 年度に採択された地区でありまして、当時は県内農家が大区画ほ場の整備を強く求めておりました時期でもございまして、採択地区数が 2 4 地区と多く、そのうち約半数にあたる 1 3 地区につきましては完了してございます。残る 1 1 地区につきましては、再評価調書の長期継続の理由にもありますように、地区の規模が他の地区に比べ大規模であったり、地域特有の事情、財政事情などにより完了年度がずれ込んだものでありますが、事業を進める上で特に大きな問題もなく、全地区とも関係農家からは早期に事業が完了するよう、強く要望されているところでございます。それでは、事業についてご説明いたしますが、1 1 地区と数も多いこともありまして、ほぼ同じ状況にございますので、事業規模が大きく、完了までの工期が最も長くなっております金岡地区、それと福地地区の 2 地区を代表させまして、ご説明をさせていただきますと存じます。

最初に、再評価調書の金岡地区のページをお開き願います。本地区の施工箇所は山本町でございまして、次のページの左上の位置図にございますように、

森岳温泉の北側、それからＪＲ奥羽本線の森岳駅と北金岡駅の沿線に位置した台地でございます。山本町の特産品でありますジュンサイの生産が盛んな地域でございます。地域は昭和３０年代に一部１０ａに整備されたほかは、未整備の区域でございます。前に戻りまして、事業内容でございますが、事業量は４９０．３haで計画時と同じでございます。また、事業費につきましても９９億９，０００万円ということで、計画時と同様でございます。完了工期は５年延伸の平成１８年度を予定してございます。事業の進捗状況でございますが、事業費ベースで７３％となっております。平成１７年度までに暗渠排水などの主要工事を終えまして、１８年度までには補完工事、あるいは換地処分を実施し、事業を完了する予定でございます。工事が延伸している理由でございますけれども、この金岡地区の事業規模が、今回審議いただいております１１地区の平均と比べまして、事業費では２．９倍、それから事業量では２．２倍と大きいことから、工期が延伸してございますが、面工事を終えた区域内につきましては、新たなほ場において作付けが行われておりまして、事業の進捗とともに着実に効果の範囲が広がってきておるということになってございます。また、コスト縮減につきましても、県道改良工事等によりましての、他事業で発生した残土を利用した整備を進めるなど、対策を講じながら事業の進捗に努めているところでございます。事業の効果といたしましては、担い手２５名によりまして２２２haでの営農の展開、あるいは戦略作物であります秋冬キャベツの栽培目標を５０haに定めておりますが、平成１３年度には３０ha、平成１４年度には３５haという形で作付けが行われておりまして、複合経営の取組みが進んでございます。また、山本町では地区内に土壌分析室を開設しておりまして、整備されたほ場内での作物栽培に適した土づくりを推進するとともに、畑作物や稲作の栽培技術管理指導を行うなど、複合経営に積極的に取り組んでいるところでございます。費用対効果につきましては、事業量、事業費とも計画と同じでございます。投資効率には変化はございません。

次に、福地地区についてご説明申し上げます。福地地区のページをお開き願います。施工場所は雄物川町でございます。次のページの左上の位置図にございますように、雄物川と国道１０７号との交差点から南にかけてございまして、十字町の一部も取り込んだ平坦地でございます。昭和３０年代に１０a区画に整備された区域でございます。前に戻って、事業内容でございますが、事業量は３７４．９haと計画時と同じでございます。事業費は５３億７，９００万円で、計画時に比べまして２億６，３００万円の減額になっておりますが、これは今後整備を行う面整備区域の用排水路、道路などの整備延長等につきまして、費用の見直しを行った結果、事業費の減に反映されたということでございます。工期につきましては、５年延伸の平成１８年度を予定してございます。事業の進捗は５７．７％でございます。これも金岡地区と同様に１７年度までに暗渠排水などの主要工事を終えまして、１８年度に補完工事、換地処分を実施し、事業を完了する予定でございます。工事が延伸している理由でございますが、この地区の事業規模が、今回、先程と同じように、審議いただいている１１地区の平均と比

べまして、事業費で 1.6 倍、事業量で 1.7 倍と大きくなっておりまして、事業の実施にあたりさまざまな調整を要するということがございまして、事業工期が延伸しておるといってございまして、ただ、面工事を実施した区域では、水稲、野菜などの作付けが行われまして、事業の効果が広がってきておるところでございます。また、コスト縮減につきましては、現況水路に敷設されておりました既設のコンクリートフリユームを再利用するなどの対策を講じながら、事業の進捗に努めているところでございまして、事業の効果といたしましては、担い手 11 名のほか、生産組織による 74 ha での営農の展開、あるいは農作業の労働時間短縮や、生産コストの軽減を図るために水稲直播、これは 2.4ha ほどございまして、実施しておりますし、ラジコンヘリによる農薬散布、約 112ha ほど実施してございまして、また、町の特産品でありまして、県内シェアの 30% を占めますスイカの栽培を積極的に取り入れるなど、複合経営の取り組みも進められてきておるところでございます。費用対効果の投資効率につきましては、計画時と比べ若干上昇しております。1.09 から 1.15 となっておりますわけでございますが、これは事業規模に変化がなく、発注効果は計画時と同じでありますけれども、事業費が減額になったことによるものでございまして、以上が担い手育成基盤整備事業に関する説明でございます。

続きまして、地域用水環境整備事業に移りたいと思っておりますが、インデックスの昭和地区のページをお開き願います。当事業の施工場所は昭和町でございまして、これも次のページの位置にございまして、元木山公園、国道 7 号、それから高速道路の日本海沿岸道路の東側に面している、ため池を対象といたしました工事でございます。この事業の目的は、ため池を有する水辺空間を活用しまして、農業水利施設の整備と一体的に周辺の環境整備を行い、豊かで潤いのある快適な農村の生活環境を創造することでございます。事業内容でございますが、これも次のページをお開き願います。図面に赤で旗揚げしておる場所がございまして、環境及び親水に配慮した施設として、堤体の親水護岸や東屋等がございまして、そのほかため池周囲の管理道路 1.4km ございまして、これを整備することになってございまして、事業費につきましては、前に戻っていただきまして、4 億 2,700 万ということになってございまして、当初より 9,400 万円ほど増えております。これは社会経済情勢の変化に記載してございまして、当初は予定しておらなかった埋蔵文化財の発掘調査等によるものでございまして、工期は 3 年延伸しておりますが、この埋蔵文化財発掘調査、これは 14 年度に実施する予定でございまして、これをやりまして、15 年度には完了予定でございまして、事業の進捗状況につきましては、67% ということになってございまして、管理道路は路盤までほぼ完了してございまして、15 年度には管理道路の舗装及び親水護岸、東屋等の環境施設の整備を実施いたしまして、完了予定でございまして、それから、整備の効果といたしましては、ため池の北側にございましてブルーメッセ秋田、それからグランドゴルフ場、また、西側には元木山公園がございまして、これら施設と一体的に利用されることを念頭に置き、整備を図ってきてございまして、近傍施設の利用者の憩いの場、ある

いは地域住民の散策の場、親水の場などとしたしまして、多くの人々に親しまれる施設となると考えてございます。本事業の費用対効果につきましては、平成12年度新規地区からはCVM法によりまして実施されてございますが、本地区は9年の採択ということでもございまして、算定は行われておりません。また、この再評価時に実施するにいたしましても、全町に及ぶ大がかりなアンケート調査が必要なため、人的、時間的な問題がございまして見合わせております。どうかご理解を賜りたいと存じます。本事業は、地域の活性化にも寄与することから、早期完成が強く望まれているところでございます。

引き続きまして、次の地すべり対策事業茨島地区のページをお開き願います。施工場所は山本郡琴丘町の東部、内陸部に位置してございます。地すべりの状況でございますが、次のページの位置平面図にございますように、黄色く着色した箇所が地すべりの発生箇所でございます。特に大きく地すべりが生じたのが、図面の上側にありますAブロックでございまして、左下の写真の中ほどに滑落の状況が写ってございます。このほかCブロック、Dブロックについては、末端斜面の小規模な地すべりでした。それでは、事業内容でございまして、前に戻っていただきまして、地すべり防止区域面積は26.2haでございまして、また、工事といたしましては、集水井工4基、集排水ボーリング工等が5,763m、地表水排除工793m、それから侵食防止工172mでございまして、事業費は4億6,200万、工期は平成9年度から16年度と計画してございまして、進捗率は36%となっております。地すべりが発生いたしました箇所について、平成12年度までにやりました工事は、地下水位を低下させるための集水井及び集排水ボーリング、それから地表水の地下浸透を防ぐための水路工、それから渓流の侵食防止及び地山の安定を図るための護岸工等の工事を実施してございます。さらに工事の効果を判定するため、地下水位や地盤のひずみ変動等の観測調査を実施しておりますが、おおむね安定してきている状況にございます。また、これまで施工いたしました工事によりまして、区域全体が安定化してきておりますので、未施工ブロックにつきましても、地下水位や地盤のひずみ、変動等の観測調査を実施いたしまして、安定を確認の上残りの防止工事を取り止め、事業を完了したいと考えてございます。なお、Dブロック斜面末端部の補完工事につきましては、今年度調査をいたしまして、15年度に工事を予定してございます。総事業費は4億6,200万円となっておりますが、現時点での最終見込みは2億円と考えてございます。整備の効果でございまして、これまでの防止工事によりまして、区域全体の地すべり活動が抑制され、安定化してきておるという状況で、土砂流出等の災害は発生してございません。それから、費用対効果でございまして、地すべり対策事業につきましては、効果算定方法がいまだ定められてございませんので、実施してはおりません。この点につきまして、どうぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。なお、現在国では効果算定について検討中でございます。以上で農地整備課関係の説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 どうもありがとうございました。別途に資料配付されております、担い手育成基盤整備事業の経済効果と、それからあきた21総合計画における位置付けを簡単にご説明いただけますか。

今井農地整備課長

それでは、資料2をご覧ください。先程農山村振興課長のほうからご説明申し上げましたとおり、7ページには、土地改良事業における経済効果の算定と、一般的な原則論を示してございます。これに基づきまして9ページに、この効果を算定するため、担い手育成基盤整備事業ではどういう効果を対象に挙げておるかということを示してございます。たとえば、農業生産性の向上につきましては、作物生産の効果、それから品質向上効果と、右側にその具体的な内容を示してございます。また、農業経営上の効果ということで3つほど挙げてございますし、更新効果と、こういうものがほ場整備といいますが、担い手育成基盤整備事業の経済効果の対象となる効果ということでございます。それから、資料3をご覧ください。1枚めくっていただきますと、「あきた21総合計画」というのがございまして、この中ほどに5つの丸を囲んでございます。県の発展計画のテーマといたしましては「時と豊かに暮らす秋田」ということでございまして、この中で5つの柱立てをいたしまして、この中で現在ほ場整備が関係しておりますものは、右から2つ目の「産業が力強く前進する秋田」という項目になってございます。この項目につきましては、ページでは統一されてございませんが、右下のほうに89ページと書いたページがございまして、第4章「産業が力強く前進する秋田」、その中の上から2つ目でございます。「豊かな自然と調和した個性あふれる農林水産業の振興」ということがございまして、この中に7つほど項目ございまして、真ん中の「新時代に躍動する多様な農業経営体の育成」というものがございまして、この右ページのほうにこの内容が書かれてございまして、「新時代に躍動する多様な農業経営体の育成」ということがございまして、この下に施策目標という表がございまして、真ん中あたりに生産基盤の整備促進（ほ場整備率）ということでございまして、平成10年度を現状といたしまして、62%のほ場整備率と、それから14年度には67%まで整備率を上げますと、それから目標であります最終年度の平成22年度には76%まで、ほ場整備率を上げていくという計画になってございます。さらに詳しいことにつきましては、次の次のページの108ページとなっておりますが、ここの一番下に生産基盤の整備促進ということで、立地条件に応じた生産基盤の整備、それから農業生産基盤の整備ということで表されてございます。こういう体系になってございますので、位置付けといたしましては、ほ場整備の形がこの中の一つの体系の中に組み込まれておると、計画に添って進められるということでございます。以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。ご質問がございましたら、後ほどまた承りたいと思います。それでは続きまして、森林整備課からご説明をお願いいたします。

佐々木森林整備課長

それでは、森林整備課関係について説明させていただきます。森林整備課関係は2カ所ございまして、森林基幹道、それから地すべり関係の2カ所でございます。それでは、評価調書に従いましてご説明をさせていただきます。

はじめに、森林基幹道の初内沢線についてご説明いたします。路線名が初内沢線で、その場所でございますが、仙北郡西木村上桧木内ということでございまして、次のページをお開きください。左側の5万分の1図でございますが、橙と黄緑で囲まれたエリアが林道の利用区域ということで、その中に配置してございます黒、赤の点線が、林道のルートでございます。それで、当計画の対象となっておりますのが赤で示された分、これがこれまで実施してきた分ですが、来年度は点線の部分という形になります。場所的には桧木内、国道105号と、玉川ダムに囲まれたエリアだというふうにご理解いただきたいと思います。それでは、また戻っていただきまして、調書に従ってご説明をさせていただきます。これまで林道という名称で事業を実施してきたわけですけれども、このたびの森林・林業基本法の改定によりまして、事業が再編になりまして、フォレスト・コミュニティ総合整備事業の森林基幹道と名称が変更されていまして、従来の事業をこういう形でくり直しをいたしまして、現在実施しているという形になります。林道はご案内のとおり、森林の多面的機能の発揮が期待される、広い森林地域を管理開発するという観点と、それから、山村地域の生活の改善という、大きく分けまして2つの観点に基づいて実施しているところでございますが、当初内沢線につきましては、利用区域内の森林、特にその中の針葉樹は、戦後からこれまで植栽されてきたということもございまして、保育、間伐対象の林分が大部分でございます。こうしたことから、その適正な整備、保全、さらにはそういうことで効率的な森林施業を推進するために計画されたものでございまして、そういう施業を通じて広域的機能の向上の発揮にも資すると。あわせて、地図でご覧になりましたように、国道105号がこの地域の一本の道路でございますので、自然災害と緊急時に迂回路としても活用できるということも、この路線の目的の一つとなっております。続きまして、総合計画上の位置付けでございますが、ここに書いてありますように、施策目標といたしまして、前期、平成12から14年まで、ha当たり6mを目途に事業を進めてございまして、概ね達成の見込みでございます。この細部につきましては、資料3の111ページのほうに記載されてございます。後で見ただけだとありがたいと思います。次に、事業の内容でございますが、事業の名称として、広域基幹林道ですが、今年度から森林基幹道ということで実施されております。それから、計画延長が4.3km、幅員4m、事業費が6億3,300万、事業期間が平成9年から16年、区域内の対象面積が778haということでございます。これまで実施してきたわけで、その実施率が金額で70.9%、延長で87.6%ということで、来年度をもって終了を予定してございます。これまで長期継続ということで工事を実施してきておりますが、当初から県全体の予算、また地元負担の対応等考慮しながら、工事の着工箇所数等々検討しまして、当初計

画期間を8年と見込んでおりました。これまで特に問題もなく順調に工事が進んでございまして、1年早く来年度完成する予定になってございます。続きまして、社会経済情勢の変化でございまして、先程申しましたように、事業の再編ということで名称が変更になってございます。資源の変化ということで掲げてございまして、当初778haが若干2haほど減っておりますけれども、これは林道敷地を除外した数値ということで減ってございます。それから、当林道に対する地元の意向でございまして、当利用区域内まだまだ保育する場所が、緊急を要するところがございますので、できるだけ早く完成していただきたいというふうに要望されてございます。次に、環境対策でございまして、事業着手に当たりまして、平成9年度に全体計画調査を実施してございます。内容はルート設定から植物、鳥類等について確認をしているわけですが、その中で植物には特に貴重な種は確認されておりませんが、獣類ではニホンカモシカ、鳥類ではレッドデータブックに記載されておりますオオタカを確認してございます。ただ、この段階では営巣地については確認できなかったという形になってございまして、工事を進めるにあたりましては、こういう貴重な動植物に対応するマニュアルが私どもでございますので、そのマニュアルに基づいて対応してきております。具体的にはオオタカでございまして、マニュアル上はダイナマイトを使用したときに、飛来の状況を確認して、もし発見されましたら、また営巣地の確認行為からまた始めるというふうなサイクルで対応していく形になっておりますが、私どものこの現場はダイナマイトを使用する現場でございまして、影響を与えるとすれば重機の騒音というふうに考えてございまして、バックホーとかトラクターショベル、そういうものが稼働している場合は、それを確認する人を配置いたしまして対応してまいりましたけれども、たまたま工事中は発見されてございません。来年もまた引き続きそういうような対応の仕方とてまいりたいと思っております。また、工事のそのほかの内容につきましては、法面の緑化、土砂の流出防止と、環境等に配慮しながら、事業を進めてまいりたいと思っております。続きまして、整備効果でございまして、来年で終了の予定になっておりますが、開設以来利用区域内については、表に示すようにトータルで152haの何かしらの森林整備の行為が行われてきております。まだ工事の途中でございまして、完成すればまた連絡線形ということで、働く方々の利便性もかなり向上するというふうに考えてございまして、作業も効率的に進められるのではないかなと考えてございまして、続きまして、費用の変化とか効果の変化、当初想定したことで内容の変更になる点は、1年早く完了すると、これに伴い今後細部測量調査を行いますけれども、金額も若干ここに記載している金額よりは下がるだろうと予想してございまして。それから、費用対効果についてですが、計画時は1.14と、現在の時点で1.47という形になってございまして、計画時におきましては、平成9年度ですが、林道に費用対効果を導入するというので、この年度は試行的に始まったばかりの年でございまして、現在と対象項目、それから積算の方法がかなり変わってございまして、単純に比較できない部分もございまして、こういう数値になっ

てございます。それでは、ちょっと戻る形になりますけれども、次のページの写真と図面のほうを開いていただきたいと思います、写真を4枚ほど掲載してございますが、道路ができて施業（間伐）した、いわゆる抜き切りした状況と、まだ手をかけていない状況を、左右に対比できるようにセットしてございますが、左のほうが間伐後の状況です。右のほうはまだ間伐に入っていない、これから実施する林の状況です。こういう状況に間伐すれば変わってくるというふうな状況写真でございます。2番目は林道の状況です。裸地が見えますけれども、これは今年度緑化されるという形になっています。それから、4番については植栽後の写真ということで、この部分が下刈りとかそういう形で手入れされていくという形になります。それから続きまして、事業進捗の見込みですが、先程からお話ししてございますが、15年度の完成の予定でございます。それからコスト縮減の可能性、これまでもいろんな面でコスト縮減に努めてまいりましたけれども、残事業については掘削残土が多いということもございまして、その効果的な利用について、いろいろ関係機関と協議を進めながら、コストの縮減に努めてまいりたいと思っております。こういうことで、今後の対応方針でございますが、早期に森林整備保全を図りたいという地元の希望もございまして、予定どおり来年終わりたいというふうに考えてございます。

それでは、続きまして地すべり防止事業のほうに入らせていただきます。箇所名は砥沢でございます。次のページをお開きください。所在地は由利郡鳥海町上笹子ということで、すぐ陰が山形県の真室川町になっているという、笹子川の上流に位置してございます。役場から大体6 km程度の地点というふうに考えてください。それで、赤で示しているのが地すべり指定地でございます、黄色が保全対象区域ということでございます。また戻っていただきたいと思います。事業の目的でございますが、ここに書いておりますように、典型的な地すべり地形であったと、そうしたことで平成8年の融雪時に地すべりの徴候がございまして、町道の亀裂または擁壁の盛り上がりということもございまして、下流に被害を及ぼすことが懸念されましたので、平成9年度より調査、それから対策を講じてきております。総合計画上の位置付けでございますけれども、快適で安全な生活を支える環境づくりということで、災害に強い県土づくりということで対応してきてございます。事業の内容でございますが、指定区域全体面積が59.44ha、保全対象が、先程エリアをご説明しましたが、人家29戸、農耕地43 ha、その他県町道・橋梁・一級河川を対象としてございます。事業費が10億円、期間は平成9年～18年ということで、事業内容につきましては、集水井、集排水ボーリングを中心として進めてございます。これまでの状況につきましては、概ね半分程度実施してございます。地すべりでございまして、防止工事の判定調査をしながら進めるということで、当初から10年間の工期を設定して実施してございまして、現在順調に進めさせていただいております。社会情勢の変化、地元の意向等でございますが、特に情勢は変わった点ございまして、地元としては安心して生活できる形を早急に対応していただきたいと思いますということで、早期完成を望んでございます。環境対策につきまし

ては、特に配慮しなければならないという内容が、これまで確認されてございませんが、そういう点が発生、または確認できた段階でそれらに対応する対策を立てていきたいと思っております。これまでの整備の効果ですが、いままで集水井16基のうち6基を設置してございますが、その結果といたしまして、変動量が昨年は2 mm 程度ということで、微量な進行になってきてございます。そういうことで、今後できるだけ早く完成に向けて進めていきたいと思っております。費用対効果でございますが、地すべり事業では、採択要件として実施しているのは平成14年度からということで、ここで記載してございません。でも、現在のやり方で参考的に算定してみますと、1.35 くらいになるというふうに確認をいたしてございます。それから、コスト縮減の可能性でございますが、これまでブロック堰堤工等を採用して、労務費や工期の短縮を図ってきておりますけれども、今後もいろいろ工種が決定した段階で、細部が決定した段階で、いろいろ検討を加えて縮減を図ってまいりたいと思っております。それで、対応方針といたしましては、順調に安全率が目標に向かって改善されておりますので、引き続き目標の1.15 を目指して工事を進めてまいりたいというふうに考えてございます。具体的地すべりの状況なんですけど、3枚目をお開きください。ちょっと説明が行き来しますけれども、ここで赤で囲んでいるところが地すべり指定区域でございます。それから、橙で山なりに囲んで3カ所ございますが、これが亀裂・滑落崖、それから同じような形で左のほうに延びておりますが、これが亀裂の状況です。そういうことで、現在工事を進めておりますのが、山なりの部分、一番高い部分のエリア内の工事を現在進めております。それで、緑の放射線状に出ています一番下が地上集排水ボーリングの工事でございます。それから上の緑が、これまで実施してきました集水井及び排水ボーリングの状況です。赤が14年度実施、黄色が今後15年以降排水ボーリング、それから集水井を実施していく予定となっているところでございます。以上が地すべり関係、砥沢の内容でございます。よろしく調査・審査をお願いいたします。

議長 添付資料のほうは特に説明のほうはございませんですね。

佐々木森林整備課長

林道の費用対効果の関係なんですけど、3ページのほうでちょっと概略を説明させていただきたいんですけども、便益の内容につきましては、ここに掲げてございます生産等経費縮減便益以下4項目になっております。それについては資料2の10ページから12ページまで、その細部について説明してございます。基本的な内容としましては、対象期間が40年にプラス工期の半分と、それから現在価を算定するための割引率が4%ということで、それを基本として積み上げ計算と、それから代替法に基づく計算を実施して、その効果を算定してございます。細部については説明を省略させていただきますけれども、こういう形で算定をしております。よろしく願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。ただいま農林水産部から農山村振興課の農道 1 件、それから農地整備、担い手育成基盤整備 1 1 件、その中で金岡と福地を代表的にご説明いただきました。地域用水 1 件、地すべり 1 件、それから森林整備課からフォレスト・コミュニティ 1 件、地すべり防止 1 件と、合計 1 6 件ご説明いただきましたんですが、非常に荒っぽいんですが、一括ご質問、ご意見、ご審議をお願いしたいと思います。担い手育成のほうは金岡、福地以外にもひとつご意見を承りたいと思います。どの件からでも結構でございますので、どうぞひとつ。どうぞ。

佐藤(万)委員

担い手育成基盤整備について、2 つほど質問いたします。今年度の予算は、公共事業を国の方針どおりに減らして、むしろ県単独の投資事業では増やして、ほ場整備に重点を当てたと聞いております。ですから、先程ご説明いただいたように、1 4 年度までの3 年間のうちの 8 6 % を、1 2、1 3 年度で達成しているということですから、1 4 年度までの 4,500ha 整備できるんじゃないかなと思いますけれども、それでも、重点置いていますけれども、それでも予算の制約で工期が 4、5 年今回の再評価で延びています。その間、産地間競争勝てるのかな、農家経営大丈夫かなという気がしますし、それがさらに平成 2 2 年までの 1 1 年間で 7 6 % の整備目標ということですからけれども、これもこの後の予算によって変わってくるのかなという気がしましたので、それについてご説明いただきたいということが 1 つです。

もう一つは、環境対策についてなんですけれども、これ見ますと、指針に基づいて保全すべき環境を確認の上事業を推進しているとあります。秋田県は絶滅の恐れのあるイバラトミヨの生息地域に関しては、保全型水路といった生態系に配慮した工法をとっているそうですけれども、今回のこの対象地区にはイバラトミヨとかメダカとかといったものの生息は認められなかったということなのでしょうか。以上 2 点についてよろしく願いいたします。

今井農地整備課長

第 1 点目の予算の減少に伴ったほ場整備の達成、本当にできるのかということでございますけれども、委員のお話にありましたように、1 4 年度まではある程度補正予算等もございまして、1 4 年度で申し上げますと 220 億確保してございます。昨年度は 280 億でございました。その前は 300 億ぐらいと、だんだん下がってきております。これは、先程申し上げましたように UR 対策、国の対策の期間も終了ということもございまして、公共投資の抑制ということもございまして、それで、現在は 1 4 年度までは、委員のお話のとおり八十何パーセントいっておりますので、間違いなく完成はできます。ただし、今後事業費が抑制される、あるいは新規地区が抑制されることになると、2 2 年度までの目標達成は若干難しくなるのではないかと。現在のベースでいった場合には達成できる見込みがございましてけれども、今後の状況によりましてはまず困

難な、危ぶまれることもあるというふうにご考えてございます。

それからもう一つ、生態系等に関連したことなんですが、今回9年度採択につきましては、生態系保全対策というものがはっきりなされておられませんので、あえて申し上げませんでした。現在102地区ほどで実施されておるわけですが、お話にありましたように、県南地区のほうでイバラトミヨ雄物型というものが発見されておまして、現在6地区ぐらいでその保全に努めているところでございます。内容につきましては、絶滅危惧種ということで、県のレッドデータブックに示されてございますけれども、一応ゼニタナゴ、ホトケドジョウというのものもあるらしいんですが、現在私どものほうでは、いま言いましたようなイバラトミヨというのが、ひとつの保全対象として取り扱っているところでございます。

議長 佐藤委員、よろしゅうございますか。何か追加ございますか。

佐藤(万)委員

所得が減っている中でも、農業を続けるという人たちがいる、その意欲を、県はもちろんですけど、国のほうにもぜひ後押ししていただきたいというふうに思います。

議長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。小西委員、どうぞ。

小西委員 お願いいたします。この中の、先程ご説明なかった中でもよろしいということですので、お伺いしたいのですが、真ん中の芝野ですね、河辺郡雄和町の件でお伺いしたいと思います。この工事の長期継続の理由の中に、既設揚水機の撤去にあたり、国土交通省との協議が必要なために期間を要しているところでございますけれども、この件について3点ほどお伺いしたいと思います。

1つ目は、協議が長引いた理由は何でしょうか、ということです。2つ目は、どれぐらいの期間が協議のために長引いたかということです。3つ目は、またその長引いたためにどんな弊害が出たかと、この3点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 いかがですか。

今井農地整備課長 申し訳ございません、ちょっと時間をいただけますか。

議長 では、ちょっとおきまして、後ほどご回答をお願いいたします。では、そのほかどうぞお願いします。清水先生、どうぞ。

清水委員 1点目は、広域農道のやつがありますね。これ、9.1km これから残っていると書いてあるんですが、これ西仙北のどのエリアが9.1km残っているんですか。

その次の図面でちょっと見えないんですけども。

黒子農山村振興課長

図面ちょっと見にくくなっていますが、図面の上のほう赤線です。全体が 14.3km なわけですが、すでに 14 年度 5.2km 供用開始と表示してございまして、その 14.3 から 5.2 をひくと 9.1 と、そういうことでございます。

清水委員 わかりました。これはほとんど工事は手がまだ付いてないんですか。これからですか。

黒子農山村振興課長

ええ、その供用開始してない 9.1km につきましては、現在進めてございまして、9 割方路体工には着手してございます。

清水委員 完成は。

黒子農山村振興課長 完成が 17 年を予定してございます。

清水委員 わかりました。それからもう 1 点ですが、地すべり対策の箇所が 2 カ所ありましたね。これでいくと 14 番目と 16 番目、これによって影響する家屋何軒ぐらいあるんですか。それぞれの地区の。

佐々木森林整備課長 砥沢のほうですけども、ここは 29 戸でございます。

今井農地整備課長 茨島地区につきましては 8 戸が対象になってございます。

清水委員 そうすると、たとえば茨島地区の場合ですと、事業費が 4 億 6,200 万ですね。もう一つのほうが 10 億、そうすると、たとえば 1 戸当たりの家屋の効果みたいなもので、ある程度整備効果を測るといことはしないんですか、こういう場合は。つまり整備効果を測るときに、たとえば家屋が一方で 8 軒でしょう。もう一方では 29 軒ですね。そうすると、たとえば 1 戸当たりにして整備効果が、つまりこれから計算をするときに、地すべりの場合はほとんど整備効果を計算してないんですけども、実質的には、たとえばそういうものがこれから B / C の B の中に数値として入っていきなさいいけないんですけど、そういうのはいままで全然数値としては計算しないことになっているんですか。地すべりの場合は。

今井農地整備課長

先程茨島地区につきまして申し上げましたとおり、効果は算定してございません。ただ、被害額という形で出しております。

清水委員 よくわからないんだけど、なぜ地すべりの場合は整備効果は出さないんですか。

佐々木森林整備課長

もう一つのほうの砥沢地区ですが、初年度の年度には採択の考え方として、制度導入されておりませんでしたけれども、現在は導入されています。費用対効果ですね。それで、現在の考え方で砥沢を計算してみますと、1.35 という数値になります。これは人家だけでなく、先程ご説明申し上げましたように、人家のほかにも影響を受けます道路関係、それから河川関係、それから橋梁だとか施設ものもトータルとして入ってきまして、または、これを整備することによって、これ以外の効果が発現されるものも考えられますので、それらをトータルで評価していきますと、1.35 になるという状況でございます。

清水委員 では、現在は地すべりの場合も B / C を計算する算定式を、国交省のほうではつくっているわけですね。

佐々木森林整備課長

ええ、現在はできております。それで計算しますと 1.35 になるということです。

清水委員 もう一つのほうはいくらになるんですか。

長江森林技監

すみません、補足をさせていただきますけれども、林野庁では定めているということございまして、農業関係の地すべりはまだ定まっておりません。

今井農地整備課長

私どものほうでは、農地、農業用施設、作物、それから家屋、道路等に対する被害想定額が、事業費を償えるかどうかという形のみのものでございまして、私どもの今回の場合は約 1.4 となっております。

清水委員 よくわかりました。私、申し上げたかったのは、基本的にたとえば被害家屋みたいなものに、そこに人がどれくらい住んでいるかということの効果みたいなものも、やっぱり入っているのかなと思ってお尋ねしたんですが、いまのところそういうものはほとんど入っていないんですね、では。林野庁関係も、農政関係も、両方とも入っていないんですか。

今井農地整備課長

茨島地区につきましては、あくまでも住宅に関しては床上浸水等の被害という形でとらえております。

清水委員 地すべりの場合がどうして床上浸水と関係あるんですか。ま、いいです。私がいま申し上げたかったのは、むしろそういう形のもののいわゆるベネフィットの中に、そういうものが入っているのかなということをお尋ねしたかったんですが、では、いまのところ入ってないんですね。

今井農地整備課長 入っておりません。

長江森林技監

林のほうは、たとえば人家があった場合、そこを工事をしないで移転をしたときはどうなる、あるいは、道路工事をしないで、既存の道路を付け替えたときにどうなる、というのを計算をしてB/Cを出しております。

清水委員 わかりました。どうもありがとうございました。

議長 そのほか承りたいと思います。松富委員、どうぞ。

松富委員 小さなことですが、3つ確認したいと思います。1番目が、仙北北部2の件ですが、これで先程14.3km整備するというふうになっていますけれども、これは書き方の間違いなのか、あるいはもともとこういう考えなのかちょっと確認したいんですが、下のほうの道路が途中で終わっているというか、道路につながっていませんよね。これわざとここの止めているんでしょうか、それとも書き間違いなんでしょうか。

黒子農山村振興課長

下のほうが仙北北部地区、簡単にいいますと、1期工事とわれわれ考えてございますが。

松富委員 いえ、そういう意味じゃなくて、その上のほうですね、本来、前から私、主張しているんですけども、道路は袋小路はよくないということで、本来ならこれブルーのやつとつながるべきではないかということです。

黒子農山村振興課長

これは、46号から若干ちょっと奥まったところから起点としてございますが、この46号と、仙北北部第2地区は、町道がここにございまして、そこからちょっと離れてからスタートすると。

松富委員 一応道路はつながっていると。

黒子農山村振興課長 はい、町道としてつながっております。

松富委員 町道としてつながっているということですね。袋小路ではないと。

黒子農山村振興課長 そうです。

松富委員 2つ目が、小さなことで申し訳ございません。今度は三ノ渡というんですか、ここで表のほうではいわゆる区画整理面積が56.7haと書いておきながら、図面のほうでは64haとなっていて、どっちが正しいんでしょう。

今井農地整備課長

申し訳ございません。この表のほう为正しくて、図面の表示が間違っていました。56.7haでございます。

松富委員 それと、また小さくて申し訳ございませんけれども、金岡のところ、先程ご説明があったところですが、予算が最初は99億9,000万、新たに評価しても99億9,000万、予算は変わっていないと。そして、先程からのお話によりますと、平成13年度あたりまでは、補正予算とか何とかである程度予算は確保できたというふうに言ってましたですね。なのになぜ5年間延ばす必要があるんでしょうか。最初の計画がやっぱりまずかったんじゃないか、というふうに思われても仕方ないと思うんですけれども、このあたりはいかがなんでしょうか。私の言っていることわかりますでしょうか。

今井農地整備課長 事業費も変わらないのに、なぜ延びたかということでございますか。

松富委員 そうです。

今井農地整備課長

5年間ということになりますと、約100億近い金額になるわけですが、単純に平均いたしましても、そうしますと、年間20億つかなければならぬわけでございますね。だから、やはり国の割り当て、それから県、地元の状況に応じまして、すべて完了できるだけの金が見つからない場合、または要求できない場合もございまして、そういう関係から延びてきていると。

松富委員 ここに関してはそういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

今井農地整備課長 はい。

松富委員 といいますのは、先程いろいろ意見が出ていましたけれども、13年度ぐらいいまでは一応予算がいろいろと確保できたとか言っておられたように記憶していたんで、本来13年度で終わるといふ計画でありながら、予算も先程のお話ですと取れたというのに、5年延ばすというのは何か。

今井農地整備課長

ただ、全体といたしましては確保できているわけなんですけれども、やはり大きい地区になりますと、いま申し上げたように年間でもう20億、30億という金が必要になる場合があるわけですが、やはり全体的な県のバランス等もございまして、すべてこの地区だけに投入するというわけにはまいらない場合もございますので、そういう形で若干延びてきているということもございまして。

松富委員 もちろんそれはわかっているんですけども、最初から18年ぐらいにすべきじゃなかったかなという気がしたんですが。

今井農地整備課長

まあ委員のおっしゃられるとおり、確かに地区が大きいもんですから、われわれのいまの考え方からいきますと、本来でありますと、7年なり8年という工期が望ましいという気持ちもございまして、1つの事業の方針といたしまして、まず5年という一律的なものが組まれておりますので、この点では非常に私どもも困っておるわけですが、そこらへんの点につきましては、一つのルールといいますか、形になってございまして、ご理解いただきたいと存じます。

松富委員 以上です。

議長 どうもありがとうございました。では、石井委員、どうぞお願いいたします。

石井委員 勉強不足でちょっとよくわからないんですが、担い手育成というと、人なんですよ。それで、これ基盤の整備をするんですけど、最近のマスメディアで出てくるのは、全然農業に携わっていない若者が、農村に来ているいるやるといようなニュースも出てきて、若い人が農業をやるといような感じが出てきたというふう聞いておるんですけども、この担い手なる人がいまいどういいう状況にあるのか、基盤整備をやっているときですね。その点、明るい兆しはあるんでしょうか。農業はとにかく高齢者ばかりといようなイメージが強いものですから、いかがでしょうか。

佐藤農林政策課長

工事地区だけということではなくて、全体にかかる担い手のことになりますけれども、まず、高齢化が相当進んでおりまして、担い手そのものの数というのは、かなりやっぱり少のうございます。ただ、私どもそういった中で、いまの状況が必ずしもいい状況ではなくても、農業をやりたいんだと、農業で飯を食べていきたいと、こういうふうな意欲のある方をおよそ七千二、三百ぐらい確保しておりまして、その数自体は全国でも3番目ぐらいの数になります。

す。これは、はっきりと意思表示をして、そして計画をもっている方と、こういう捉え方でございます。何とかしていま9千ぐらいまでは、市町村でもそういった方がおられるということですので、この人たちをまずできるだけ伸ばしていきたいという考え方が1つございます。そのためには、先程委員のほうからいろいろご意見ありましたように、基盤整備事業なんかもできるだけ早く進めていかないと、生産性の向上なり所得の向上に結びつかないということがあります。それからもう一つ、全体的な話ですけれども、ここ数年、景気の問題もあるかも知れませんが、25歳ぐらいまでの若い人たちが、実は就業人口の中で少し増えはじめています。それから、もちろん65歳前後の高齢者もかなり増えてはいるんですが、そういう二極の構造が若干ありまして、前提としては、そこをうまく政策的にキャッチしていくことが、これからの課題かなというように感じでございます。

石井委員 ありがとうございます。

議長 どうぞ、お願いいたします。

澤口委員 担い手育成基盤整備事業についてお伺いしたいんですけども、最初にこの事業の場合、受益者と申しますか、農家の負担はどのようになっているかというのを、まず最初にお伺いしたいんですけど。

今井農地整備課長

担い手育成基盤整備事業におきましては、農家の負担は10%でございます。

澤口委員 と申しますのは、確かにB/Cの話、公共事業としてのB/Cあるわけですけども、農家自身から見た農家のB/Cというか、この事業をやることによって負担金を出す、で、ある収入を得るわけですけども、これはそういった意味で見ると、農家にとってはどの程度の負担になるか、実際の農業収入、水田から得られる収入のどの程度を負担するということになるんでしょうか。

今井農地整備課長

いま負担額10%と申しましたが、大体10a当たり150万ほど事業費かかっておるわけでございます。そういたしますと、10%ですから15万になるわけですが、これを20年で返すとなりますと、大体7,500円ですか。そうしますと、年7,500円でございますので、米に直しますと、約半俵ぐらいの値段ということになるかと思いますが。米1万5,000円にいたしますと、7,500円でするので半俵分ぐらいかなと。

澤口委員 10俵とれるとして、5%ということになるんですか。

佐藤農林政策課長

いま一般的にわが県の10a当たりの稲作の所得が5万5,000円から6万円ぐらい、少し規模の大きいほうですね。で、大規模経営で大体6万円から7万円ぐらいのところを確保しておりますし、それから、一般的な平均となると5万円ぐらいになります。それは、通常の土地改良のたとえば水利費ですとか、そういったことを差し引いた後でありますので、この特別な付加金が7,000円ぐらいですと、ほぼ農家のB/Cといえますが、10a当たりに対しても可能な数字になるのではないかと思います。

三浦農林水産部次長

ちょっと補足させていただきたいんですが、一般的に農家の皆さん方からは、ほ場整備をやったことによりまして、大体半俵から1俵は増収できるというような声もございます。それから、何といたしまして、基盤整備をすることによって、労働時間がもう半減になっているという実態があるわけですね。まあ減反政策が真っ盛りでございますが、そういった中で米以外の複合作物にも投入できるといった効果もありますので、見た目以上の効果があるのではないかと。そのいいことが、何といたしまして、農家がこれからどんどん基盤整備やりたいというご要望が現にありますので、そういった事実からしても効果は非常にあるものだと、そういうふう考えております。

澤口委員 わかりました、ありがとうございました。ちょっと蛇足的なんですけれども、埋蔵文化財が発見されて、ずいぶんかかり増しているような事例があるんですが、こういう場合には受益者の方も負担するのでしょうか。

今井農地整備課長

埋蔵文化財の場合は、原則といたしまして、わかっている場合には文化庁のほうが出すことになるんですが、実質的には突発的なものが多いこともございまして、原因者負担という形になりますが、ただ、それも受益者に出させるというのはちょっと筋違いではなからうかということで、その分については教育委員会なりそちらのほうで負担するという形になってございます。

澤口委員 わかりました。ありがとうございました。

今井農地整備課長 それから、先程の芝野の件でございますけれども、

議 長 もしそろいましたらお願いいたします。

今井農地整備課長

はい、揚水機の撤去でございますが、もともとはこの揚水機を使って取水して農業用水として使っておったわけですが、水源転換といえますか、揚水機が

ら頭首工に事業の中身で変わってございます。そうした結果、いままで使っておりましたこの揚水機が不要になるわけでございますけれども、この揚水機の送水管、これが国土交通省の堤防の中にあるものですから、これの撤去を管理者であります国土交通省でやるのか、ほ場整備側でやってもいいのかということについて、河川管理者である国土交通省さんのほうからの判断がまだ下りておらないと。ですから、勝手にこちらのほうでやるというわけにはいかないということが1つございます。現段階では、何年としたはっきりとした期間というものは、このことによりましてどうなるかというのは、ちょっとここでは申し上げることはできないということでございます。それから、これに対する影響ということでございますけれども、特にそのことに関して、いまの農業を営んでいる方々に影響は出るかといわれますと、それについては特別いまのところはないということでございます。

議長 いかがですか。

小西委員 ありがとうございます。なぜ私がこういう質問を申し上げたかと申しますと、先程佐藤委員もお話しになりましたけれども、食の安全ということで、地産地消が非常に叫ばれてきております。秋田の農業に対する期待も非常に大きいと思うんですけれども、私は停滞している、いま非常に閉塞感のある秋田の経済社会を支えているのは、やはり農的価値というのは非常に大きいんじゃないかと思っております。非常に期待しております。そしてまた、作物というのは、植えてすぐ売り物になるわけではありませんので、育つまで当然期間がかかります。大区画ほ場を利用した転作作物も、各地区でこれからどんどん増えてきますし、産地間の競争も激しくなってくるんでないかなと思っておりますので、地元の人たちがまだかまだかと完成を待って、意欲を消失するようなことがあれば気の毒だなと思ったものですから、こういう質問をさせていただきました。それから、ちょっと立場を変えて申し上げますけれども、たとえば工事を請け負った側から考えますと、工期はだんだん少なくなってきますし、いつ許可が下りて工事が再開できるかはっきりしない場合、特に工事のための人工を確保しなきゃいけない、そしてまた、その人工を払うための資金繰りの心配もしなければいけない、そういうことが出てくるわけですね。経営者の方々、特に秋田の場合は中小企業が多いですので、資金繰りに頭を悩ませている方がいると伺っております。担当の方も非常にご苦労だとは思いますが、やはり請負業者がリズムよく仕事をスタートして、そして気持ちよく仕事をするということは、いい仕事の完成につながっていくんでないかなと、私自身思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。よろしくお願ひします。そのほか、石井委員、どうぞお願ひいたします。

石井委員 以前もちょっとお話ししたんですけれども、ほ場の図面だけを見ますと、広大な面積ができてきて、平地で真っ平らなところというところ、やはり心配するのは風の問題で、そして風が吹くから、今度道路に接するところでは防雪柵をつくるというような、非常に殺風景な風景というか、聞くところによると、大潟村の場合には道路の両脇にちゃんと樹林帯をつくっておいて、そして風に対する対策を行ったというようなことを聞いておりますけれども、どうも私、いまほ場整備の段階を見てみると、環境として配慮がなされているのかどうか、ちょっと疑問があるような気がするんですけれども。何回目かのときにも申し上げただけけれども、多分意味が通らなかつたと思うんですけれども、この際もう一度どういうお考えなのかということ、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長 前にも石井委員から同様のご質問あったと思いますが、何かこれに対する見解をご説明いただければありがたいんですが。

今井農地整備課長

いまのお話ですけれども、ほ場整備事業に関しましては、風対策のための樹木を植えるというようなことは、一般的にやってございません。大潟村につきましては、特殊な地域でございまして、かなり広い土地もございましたので、ああいうことができたのかなと、あそこは完全に干拓地でございますので。ただ、われわれが行っておりますものは、通常の状態の中でやっておるものから。

三浦農林水産部次長

風対策につきましては、水稻に限ってはいまのところないわけですが、これから水稻のみならず、他作もあわせて営農していかなければならないという時代になっておりますので、そういった観点で、この担い手育成基盤整備事業の中でも、樹木を植える、あるいはそういった防雪柵、そういった設置も含めてこれから検討していきたいし、必要であれば国のほうにも制度の中でできるように要望していきたいと、そういうふうに思います。

議長 いかがですか。

石井委員 はい。

議長 そのほかいかがでしょうか。羽田委員、どうぞ。

羽田委員 ただいま問題になっております基盤整備事業と、環境保全の関係について若干2、3お尋ねしたいと思うんですけれども、例としまして、先程説明ございませんでしたけれども、五城目町の山内地区をちょっと見ながら質問させていただきたいと思います。この地区でもって基盤整備をやりますと、農地大規模

化されておりまして、用排水システムの整備をされておられますね。特に中にごどこでもって、ここだけじゃないんですけども、排水路の中にパイプを使っているところが若干ございますけれども、このパイプを使った排水というものの目的、あるいはメリットについて、まず最初に教えていただけないでしょうか。

黒子農山村振興課長

排水路を普通のオープン水路でなくて、パイプライン化するといういまのお話でございますが、メリットとしましては、排水路をすることによって、水路断面そのものをすべて、たとえばコンクリート舗装すればまあ維持管理が楽なわけですが、なかなか費用対効果の関係から、通常流れる部分だけをコンクリート舗装しまして、10年に1回とかそういう降雨量に関しては、土砂の法面を使って流すと、そういう方向でいま施工しているわけございまして、そういう観点から、法面の維持管理のほうに、草刈りとかそういう問題がひとつ生じてくるという話と、それからもう一つは、表面排水とともに、田んぼの地下1mぐらいから排水してございますけれども、その暗渠排水をちょうど抜くのに、そういうマンホールを使いながら地下パイプラインを通すと、施工が簡便であるということから、維持管理の面と、さまざま工事の関係から、パイプライン方式で一部行っているところもございます。

羽田委員 わかりました。ひとつ最近の方向としまして、農業とそれから環境保全に果たす農業の役割と申しますのが大分強調されていると思うんですけども、用水路とそれから水田の間を生物が行ったり来たりするといった観点から申しますと、やはりあまり多用せずに、そういったオープンの水路のほうが望ましいんじゃないかというふうな気がいたしましたので、その点をちょっとご質問したわけでございます。いずれにしても、これは平成9年度でもって採択された事業ですけども、約7、8年あるいは9年とかかかった事業の中で、大きな方針転換があるようなことがあるかと思うんですけども、そういう場合にやはり柔軟に対応できるような方策でもって進めていただければと考えておりますけれども、わかりました。

議長 どうもありがとうございました。時間押してきておりますが、そのほか特にごございませんですか。折田委員、どうぞ。

折田委員 では3つ教えてください。1点目は、整備効果の記述ですけども、最初数字が明示してありまして、数値が出されておりまして、そのほかに文言でもって整備効果という記述がなされているんですが、これはこのように理解してよろしいのでしょうか。数値で計算するとこのぐらいの効果があります。これはマニュアルどおり計算しました。文言については、この地区ではこういうことが期待されますとか、こういうことが起こっていますというので、プラスアル

ファとして記述したと、こういうふうに理解すればよろしいですか、というのが1点目です。それから2点目は、広域農道の件ですが、この道路はこの赤い部分で終わってしまうのか、それともこれは連続して広域なので、どこかにどのようにかつなくという計画があるのかどうか、これが2つ目です。それから3点目は、同じく広域農道の資料の採択関係のところですね。(過疎、山振、半島)という記述があるんですが、これは過疎法と山村振興法、あるいは半島振興法を適用した場合は、この数値でなければならないというふうに理解すればよろしいでしょうか。

黒子農山村振興課長

2番目と3番目にお答えします。2番目の図面の赤いところ以外どうなるという話でございますが、たとえば仙北北部第2地区というのは、先程質問ございましたように、46号が右に90度曲がるところから、町道をちょっと入ったところから起点となっております。それで、広域農道秋田中央地区というのがすでに開通してございまして、ここにぶつけて全線開通していくと、そういう計画でございます。

折田委員 そうしますと、協和町のところは終点なんですか。

黒子農山村振興課長

その下の仙北北部地区というのがすでに供用を開始してございますが、その立ち上がっていく部分ですね、茶色の町道と、それから46号にタッチして少し走ってからという部分については、事業化はありません。それから3点目でございますが、採択の関係で(過疎・山振・半島)というのは、これは過疎法、山振法をちょっと略してすみませんでしたが、そういうことでありまして、通常は採択面積が1,000ha以上の農地を有してなければいけないんですが、そういう法律に基づく指定された地区であればぐっと採択基準が下がると、300ha以上からできるよと、そういうことでございます。

議 長 よろしゅうございますか。時間も押しておりますので、こころへんで意見の集約を諮りたいと思いますが、大分件数も多くて、委員の皆様も十分まだ出てない面もあるんじゃないかと思いますが、こころへんでこの16件につきまして、次回特に重点審議する必要があるものがあるかどうか、ご意見をいただきたいと思っております。もし特になければ、これをもってこの16件については終了したいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

議 長 それでは、特にこの16件については、次回重点審議に残すものがないということで、ご承認いただきたいと思っております。それでは、ここで5分ほど休憩を入れ

まして、あとの建設交通部さんのほうへ移りたいと思います。よろしくお願
い
します。

(午後3時21分 休憩)

(午後3時28分 再開)

建設交通部所管事業(3件)について

議 長 それではお揃いでございますので、後半の部始めたいと思います。続きまして、
建設交通部所管事業、河川課所管のほうからお願いいたします。

三浦河川課長

それでは、河川課のほうからご説明申し上げます。建設交通部の資料のほう
をお願いします。2枚目の図面を見ていただきたいと思います。図面で緑色で
示してあるところが、広域基幹河川改修事業馬踏川の位置になります。上のほ
うに向かいます川が流れております。そして八郎湖に注ぐ13.2kmの河川で
ございます。2級河川馬場目川水系の馬踏川でございます。河川の緑色の上端
の部分に接するところが現在の国道7号線です。そのちょっと下流のほうに奥
羽線が走ってございます。河川の経緯を申し上げますと、河口のほうから旧国
道7号で約1.6kmほど、これは八郎潟干拓事業に伴います流入河川工事で、河
川改修がなされております。そしてその上流、緑の部分にところの現国道7号
までの区間、約1.1kmですけれども、これは県単河川改良工事として改修が終
わっております。その上流がまだ改修がされていないということ、それから河
川断面が狭隘なことから、水害の常襲地帯でもありまして、近年この写真が載
っていますのが、昭和62年8月の豪雨出水でございます。この地区におきま
して、全体で221戸の床上、床下浸水、それから農地冠水など甚大な被害を受
けております。このようなことから、流下能力不足の断面を拡幅して、浸水被
害の解消のため、平成5年度に国道7号より上流1.57kmの区間を、国庫補助
河川改修事業として事業採択されたものでございます。平成19年度完成を目
指して現在事業を進めているところでございます。前のページに戻りまして、
総合計画の位置付け、ちょっと書いておりませんで申し訳ありませんが、政策
名としては「安全・安心に楽しく暮らす秋田」、施策として「災害に強い県土
づくり」ということでの位置付けをしてやっております。それから、事業の概
要でございますが、計画流量90m³/sに決定しまして、この流量を流下さ
せる河川断面を確保するため、掘削築堤、護岸、それから市道の付け替え道路、
橋梁工事等を行う工事でありまして、総事業費は約32億円でございます。そ
れから、事業の経緯及び進捗の状況でございますが、平成6年から用地補償に
着手し、平成7年度から工事に着手しております。その進捗でございますが、
平成14年度末で77%を見込んでおります。その改修済み延長は1,000m、
約3分の2の部分が改修済みとなります。次に、長期継続の理由についてで

ざいますが、一つに総事業費が大きいこと、それから年事業費が一定規模の配分しかつかない。県事業では大体1カ所あたり1億ないし3億、その程度の事業費しかつかないということで、どうしても長期間に及ぶと。それから2つ目として、これは工事そのものが河川の流下能力を確保しながら、それから下流から工事をするということが原則でありまして、そういう制約のもとに行われていると。それから、この沿線では、岩瀬地区及び前山地区というんですが、ここには家屋が密集しておりまして、これらの家屋の移転交渉、それから市道の付け替え、それから橋梁の架け替え、埋設物の支障物件の移設等、これらに相当の時間を要していること等が、主な要因となっております。次に、事業を巡る社会経済情勢等の変化でございますが、災害発生時の影響ということで、想定氾濫区域内では、浸水戸数104戸、それから農地浸水面積として20haが守られると。過去の災害実績では、最大浸水家屋が74戸、浸水面積としては15haほどという実績になってございます。その次、危険度と書いていますが、現況の流下能力が90tに対して、約2割相当しか断面がないと、したがって、河川改修では約4倍強の断面を確保するため、その拡幅工事をやるということでございます。それから地域の状況では、地元住民からは浸水被害を早期に解消してほしいという声が上がってございます。それから環境対策ということでございますが、平成8年多自然型川づくり構想策定時に環境調査等を実施しておりまして、その時点では貴重種の確認はされておられません。ただし、現場のほうでは環境保全型ブロックということで、そういう面では配慮して工事をやっている状況でございます。それから、事業の整備効果でございますけれども、家屋連担部について、これは平成7年から11年まで300mの家屋連担地区、相当の家屋移転も伴いますことから、早期の工事を図るべく、床上浸水対策特別緊急整備事業、これは別枠の予算をいただきまして、5カ年の中で集中投資しまして、約20億円ほど投入しまして、この間を完成させております。それから、費用の変化でございますが、費用は若干増加しております。それは橋梁の耐震補強、これは阪神大震災に起因しておりまして、構造的な補強対策、そういうもの、それから、取水堰がございまして、それらの湛水区間について護岸補強を要するということから、そういった費用が増加しております。それから、費用対効果でございます。計画時は1.22、再評価時、現在2.19ということで評価してございます。この差が何であるかと申しますと、当初の費用対効果の算定のときは、旧基準にありまして、B/C、これが旧基準によりまして、17分の1以上という制約がございまして。これはBが便益費、これは過去10カ年の実績によるもの、それからCについてはそれにかかる投資ということで、過去10カ年の実績の一般被害額と土木施設被害額の合計を投資額で割ったものが、17分の1以上というような制約がありまして、その時点での数値で14.9分の1でございましたが、これを現在の評価基準に照らし合わせますと1.22と、そういうことでございます。当時の考え方としては、災害が少ない年が連続しますと、当然このB/Cの値が小さくなってまいりますし、多い場合にはまたよけいな数字になってくると、今回の再評価時点におきまし

ては、すべて洪水のシミュレーション、どれだけ水位が上がるかというものを計算して、升目に全部高さを表示しまして、その中の浸水深を全部割り出しまして、家屋の浸水被害どれだけ広がるかという絶対的な数値に置き換えまして、その被害額をカウントしまして、このB/Cでの新たな基準にのっとりましてやりますと2.19と。この基準も平成12年度に旧建設省で定めた基準によるものでございます。それから、事業進捗の見込みの観点ということで書いてございますが、平成19年度の完成を計画どおり進めることとしております。それからコスト縮減、代替案立案等の可能性の観点という面につきましては、従来の護岸より安価な環境保全型ブロックの使用等を現場で行いまして、その縮減を図りながら事業の進捗を図っている次第でございます。以上、簡単でございますが、この馬踏川についての説明とさせていただきます。

議長 どうもありがとうございました。別紙B4の資料は特にコメント必要ございませんですか。

三浦河川課長

この資料を若干簡単に説明させていただきます。資料のほうですが、費用対効果の算定の内訳を表しております。対象区間ということで、先程申し上げました1.57km区間、下流から終わっている部分が緑の部分、それから今後行うところが赤で記されておりますが、この全区間を対象とします。それから、便益・費用の算定の方法なんですが、便益の算定におきましては、シミュレーションより求めた浸水の深さから、その被害がどこまで及ぶか、それを全部拾いまして、その被害額を算定します。それから、費用算定と書いてありますのは、投資額になります。これは建設費、これは先程申し上げた32億というような費用でございます。それから維持管理費、これは今後50年間分を維持管理する費用、これを現在価値化して置き換えるということになってございます。整備期間、これは平成5年から平成19年まで、これが15年かかります。それから、その後50年間ということで、評価の対象期間としては65年間を対象にこの便益計算をします。その数字を具体的に表したものが下のほうになりますが、便益算定のB、これが62億何某になってはいますが、その内訳は家屋の浸水、あるいは浸水によります家庭用品のダメージの部分の算出、それから農作物被害、それから公共土木施設等の被害額、これを総計したものがBになります。それから、投資額に相当するもの、これは建設費及び維持管理費と、それからこれにかかるものから建設に当たって残存する価値、これは護岸堤防、それから橋梁等、そういうものが残存価値として残りますので、これを差し引いたもの、これが投資額ということで、B/Cを計算しますと、一番下の箱の中の2.19というような答えになります。以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。それでは続きまして、砂防課所管の事業1件につきまして、ご説明をお願いします。

佐藤砂防課長

私のほうから、事業着手後10年以上ということで、大里地区の説明をさせていただきます。この大里地区は花輪の町から車で10分ぐらいのところの、陸中花輪駅がございまして、その近くの斜面でございまして、そもそも事業の発端でございまして、必要性の観点の事業を巡る社会経済情勢等の変化の中のちょうど真ん中付近に、地元の意向というのがございまして。これは平成3年のときの台風19号の通り道となりまして、この斜面のほとんどの樹木が倒れてきたと。それから根上がりが出てきて、斜面にある土砂が不安定土塊となったということがございまして、事業の進捗状況のほうにちょっと戻ってまいります。平成5年に着手してございまして、現時点では平成15年、来年度に概成すると、通常言葉であれば完成させたいというところで、現在進んでおります。事業の概要のほうに戻りますが、事業の目的が、人家15戸の保全、並びに保育園、市道等のところを守りたい、融雪や豪雨等の影響によるがけ崩れ災害を防止したいということで実施してございまして。総合計画上の位置付けは、安全・安心にということと、それから施策名が災害に強い県土づくり、施策目標といたしましては、ちょっとミスプリントがございまして、土砂災害防止等の推進ということで、「防止」を入れてくださればありがたいと思います。整備率の目標としましては、平成22年までの間に21.3%の整備率から28.1%に伸ばしたいということでございまして。延長といたしましては545m、総事業費が6億4,700万円でございます。現時点では、平成14年度末でございますけれども、93.8%の投資をいたしてございまして。それで、長期継続の理由といたしましては、この法面の工事というのは、人家のすぐ近くの狭い空間の中で工事を施工されるということと、それからそれに対する安全対策が必要だということ、なおかつ梅雨の時期とか冬の間には仕事ができないという、そういう施工期間の制約が多いということが第一番目にあります。さらには、この事業の性格上地元負担金をいただいております。この場合は約10%いただいておりますが、たとえば1億円やると1千万みたいなそういう大きい金が事業になりますものですから、約5千万程度の事業費、500万程度の地元負担金というような形でやらざるを得ないというところが、この長期継続の理由でございまして。次には環境対策というところにちょっと移りますけれども、着手前には環境調査はしてございまして。これは事業の性格と申しますか、木が倒れてというところで急ぐところもございまして。ただ、現時点ではいろいろ法面のコンクリート化をなるべくしたくないというようなことも現在ございまして、緑化に、後ろの写真にございまして、枠内に緑のものを入れて景観に配慮するよう努めておるところであります。投資効果につきましては、現在までに13戸の家屋、及び保育園が保全されてございまして。後ろの図面を見ていただきますが、全体平面図といたしまして545mのうち、真ん中付近に小さな沢が流れてございまして、平成15年度にL=70mというところ、緑の部分が残ってございまして。この分が現時点で残ってございまして、赤の部分、平成14年度、現在施工中でござい

す。左側の下に今年の春先の写真が載っております。ちょっと茶色い形で残っておりますが、これがごく最近の写真であります。現時点では工事に着手しております。仮設防護柵等をいま現在やっております。費用対効果に関しましてですが、採択当初には算出してございませんでした。それで、現在のマニュアルですが、平成11年にマニュアルが(案)という形で出ておまして、それに基づいて計算いたしますと、資料の7のところ、その折のマニュアルに従ったやり方で書いておりますが、右下の経済性の効果のところでございますが、1.69という1以上の効果がございましてということで、現在は見ております。さらに今後平成15年度に計画どおり概成をしたいということでございます。先程平面図で見ていただきました緑の部分が来年度残りますが、これは現場を見てまいりましたら、杉の木が少しあることと、それから、道路と緑色の間に墓所がございまして、これのところで70m譲りますと、その下にある人家2戸、これがまず保全が図られるということで、いまのところ頑張って早期にこの地区を完成していきたいと思っております。以上であります。

議長 どうもありがとうございました。それでは最後に、港湾空港課所管1件につきましてお願いいたします。

進藤港湾空港課長

説明させていただきます。この事業も、事業着手後10年以上経ったということでもありますので、ここに挙げさせていただいております。最初に場所でございますが、資料の一番最後のページを見ていただきたいと思います。場所的には子吉川の南側でございます。ここに離岸堤を4基設ける計画がございまして、そのうちいままで3基できておまして、今年からもう1基の離岸堤をつくるという工事でございます。それでは前に戻りまして、事業の概要、事業の目的を説明させていただきます。水林地区は一級河川子吉川の左岸側(南側)に位置する国土交通省港湾局所管の海岸でありまして、そこは広大な飛砂防備保安林を有している白砂青松の自然豊かな海岸であります。しかしながら、近年冬期風浪等により汀線が後退し保安林にも被害が及ぶことが危惧され、このようなことから、この離岸堤を設けることにいたしております。総合計画上の位置付けでございますが、快適で安全な生活を支える環境づくり、災害に強い県土づくり、海岸保全対策の推進となっております。事業の内容でございますが、離岸堤4基、延長にいたしますと600m、事業費は21億2,000万、事業期間は平成3年から17年を予定しております。事業の進捗状況でございますが、平成3年に採択され、工事に着手しております。進捗状況でございますが、平成14年度末では、事業費といたしまして84%完成しております。また、平成13年度末に施設整備状況でございますが、4基目の異形ブロックの製作に着手しております。長期継続の理由でございますが、当地区の気象条件は非常に厳しく、冬期風浪の影響により施工期間が著しく制約されるため、事業採択後毎年連続して整備しているにもかかわらず、完成に至っておりません。

次に、社会経済情勢等の変化でございますが、ここは本荘市のすぐ近くでございます。余暇活動の多様化に伴い、豊かな自然環境と接する機会が増大しており、身近に触れ合うことが可能な海岸林や環境を保全する必要性が高まっております。このため当該地区においては、森林管理者との連携を図りながら、海岸侵食を防止し、自然豊かな白砂青松の海岸環境の保全に努めてまいりたいと思っております。次に、事業投資効果でございます。整備効果は、すでに完成した離岸堤の効果が発現され、汀線は順調に回復しております。先程の資料の一番最後の下、今年の6月の写真を見ていただければわかると思いますが、離岸堤を設けた3基のところには砂がついておりますが、真ん中の白い3つの点がありますが、そこがいまやろうとしているところですが、ここは侵食されて、上からの写真でちょっとわかりませんが、がけ状になっておりまして、すぐそばを走っている道路等が危険になっております。次に、費用の変化でございますが、ほとんど増加はしておりません。また、費用対効果でございますが、計画時にはこのような算定はありませんでしたが、現在の評価でやりますと1.27になります。その算定根拠でございますが、資料の後ろから2ページ目を見ていただければ書いておりますが、下のほうの便益算定、これは侵食防止便益ということで、土地（海浜、林地）それと飛砂防備保安林になっております。また、費用算定でございますが、事業費とそれから維持管理費になっておりまして、これを割ったものが1.27となっており、1を超えております。次に、事業の進捗の見込みでございますが、17年度に予定どおり完成させたいと思っております。次に、コスト縮減の代替案立案等の可能性でございますが、現在事業効果の早期発言を目的とし、暫定断面で施工しており、これによりコストの削減を図りたいと思っております。特別代替案の可能性はございません。以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただいま建設交通部さんから3件ご説明いただきました。時間押しておりましてまことに申し訳ありませんが、ご質問、ご意見ありましたら、ひとつお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。石井委員、どうぞ。

石井委員 河川課のほうなんですけれども、これ環境保全型ブロックの護岸というんですけれども、3のコスト縮減のところを書いてあるんですけれども、従来も環境保全型の護岸をしていたんでしょうか。今回は同じ環境保全型ブロックだけれども、より安いのを使うという意味なんでしょうか。普通、環境保全型だと、普通のブロックより高いと思ったけど、この意味がちょっとわからなかったということです。その1点と、それから先程のコストの計算のところでもうちょっとわからなかったんですが、資料のほうなんですけれども、残存価値というのがちょっと理解できないので、もう一度お話しいただければと思います。以上2点お願いいたします。

三浦河川課長

環境保全型ブロックなんです、これもいろいろまだ過渡期といいますか、いろんな自然環境ブロック、いろんな会社でまた開発したりしてやっております。ここの現場におきましては、現地での法面、ここは1割から2割という、概ね1割の護岸ですが、これに沿った形での護岸、ちょうど取水堰がありまして、常時湛水している関係もございまして、水に浸水しても大丈夫な構造ということで、張り石型のブロックをやっております。これも単価比較して経済的なものということで、現地にも合ったものということで選定してございます。それから、コスト縮減で残存価値ということでございますが、便益が上がるコストということで、コストのところ、これは従来はかかった費用を全部上げておりました。ですが、たとえば築堤して護岸等が工事されますと、一つの財産として価値として残るというものを、ここからその価値を引きましてやるようにという、これは治水経済調査マニュアルということで、平成12年の5月に旧建設省河川局から出された指導にのっとりやっているとございまして。以上でございます。

石井委員 残存価値が何か変な感じしませんか。パーセントを上げるために、数値を上げるためにやっているような気がして、何かいまの説明ではちょっと皆さんにわかってもらえるかな。そのもの自体が、これを守るためにあるものであって、それが財産価値があるからといって残っていて、そういう言い方できるんですかね。

議長 これは国の方針がそうなったということですか。

三浦河川課長 そうでございます。

議長 国の方針がそうなったということだそうございますが。そのほかいかがでございましょうか。松富委員、どうぞ。

松富委員 また3つほどお聞きしたいと思います。1つは港湾のほうでお願いいたします。一番最後の写真を見せていただきますと、確かに離岸堤を設けてトンボ口ができて守られていると、わかります。そして、この写真を見ていると、4基目をどうしてもつくりたいというふうになるのも、これ感覚的にわかります。ここでの質問は何かというと、離岸堤のつくり方、僕の勉強不足かも知れませんが、はっきりした設計指針というのはいないんじゃないかなというふうに思っております。それで聞きたいのは、これを計画するとき、特に離岸距離、岸からどれだけ離すか、なぜ600mなのか、そして間隔が75mなのか、そういうのを一番最初検討されたと思うんですね。それはどういう方法でこういう間隔にしたのかとか、何かそういう検討を行っていたら、その方法を教えていただきたいというのが1点目です。

議長 それではいまの点、まずご回答いただけますか。

進藤港湾空港課長

それ全部検討しているんですが、ちょっといま資料を持ってきておりませんので、もしできましたら、後で先生のほうに直接資料をもって説明したいと思うんですが、それでよろしければそうさせていただきたいんですが。

松富委員 わかりました。一応それをちゃんと検討しているということですね。

進藤港湾空港課長 そうです。

松富委員 わかりました。2点目ですね、これまた小さなことなんですけれども、先程の馬踏川の件です。費用の変化というところで、費用は増大していますと。ところが、効果の変化というところでは、先程の説明でよくわかったんですけれども、この資料の段階では変化する要因が特になしと。そうすると、B/Cは普通下がるんじゃないかと、私、資料をもらった段階ではそう思って、ここはどうしてこうなっているんだろうなというふうに思いまして、できるだけこのあたりは資料を渡す段階で、詳しく書いてほしいということですね。ただそれだけです。それともう一つは、これまた小さなことなんですけれども、農水関係のほうは5年で今回こういう委員会に出しています。で、建設交通部のほうは10年で出しています。そうしますと、たとえば農水関係は事業着手が大体9年度、ですからちょうど5年でいいかと思えます。逆算しますと、建設交通部のほうは4年になるんじゃないかなと思ったら、5年とか3年とか書いています。このあたりの勘定の仕方はどうなっているんでしょうか。要は、資料しっかりしたものを見たいということでお聞きしていると。

事務局 この件につきまして、ちょっと事務局のほうからお答え申し上げます。なぜ再評価に係る事業の継続年数が異なるかというご質問と解釈してよろしいですか。

松富委員 いや、5年10年じゃなくて、それが違うというのは別に関係なくて、農水関係は5年でちゃんと出ていますよね。ですからすべて平成9年ですよね。で、建設交通部のほうは10年ですと、本来ならばその勘定でいくと平成4年度の着手のものが出るべきですよね。ところが、これは5、5、3になっていますよね。

事務局 ちょっと港湾事業につきましては、特殊な事情がございました。それは、では港湾課長からお願いします。

進藤港湾空港課長

港湾の場合、これは去年がちょうど10年になって出すべきであったんです

が、3基やったところで、一々汀線の変化を見てみましょうということで、国と一度協議しております。それで1年休止しております、今年からやはり先程の写真を見ていただくとわかるように、非常に変化しているということで、また今年から着手しましょうということで、去年1年休止しております。そういうことで、再評価に今回1年遅れて出したような格好になっております。

松富委員 5年、5年というのは、これは事務局の間違いなんですか。農水が9年となっています。本来なら4じゃないとおかしいんじゃないでしょうか。

事務局 これは国土交通省と農林水産省で考え方が、農林水産省の場合は、事業継続して5年経たもの、ですから6年目のものをかけるんですよ。国土交通省の場合は、事業が始まってから10年目、というのは本当に10年目なんです。ですから、農林水産省は6を引いたもの、国土交通省は10を引いたもの、これは各省の考え方の違いで、われわれはどうしようもない不可抗力でございます。ここをご理解願います。

議長 折田委員、どうぞ。

折田委員 最後の海岸のことについて、2点お伺いします。秋田県の二百数十キロにわたる海岸線の侵食はなはだしいということは、前もご説明いただきまして、きわめて重要な事業だというふうに認識しております。そこで1点目は、いま離岸堤3基こしらえられたら、汀線が回復したというご説明でしたけれども、これ具体的にはどのぐらい戻ってきたかなというのがわかれば教えていただきたいのが1点目、2点目は、事業費が21億ということですが、これは離岸堤が4基で21億というんで、1基あたりは5億円程度になるよというふうに理解すればいいのかという2点でございます。よろしくお願いたします。

進藤港湾空港課長

2点目はそのとおりでございます。それから汀線のほうは、ここの海岸につきましては、それこそ本荘港ということを考えて、昭和53年より観測しております。それで、一番減ったのが5mぐらい減っております、みんな測っているんですが、ちょっとその数字がどのくらいかというのを、そうしますと、すみませんが、後で資料としてお渡しさせていただきます。

議長 石井委員、関連してですか。

石井委員 離岸堤というんですが、この形式は潜堤なんですか。

進藤港湾空港課長

これは離岸堤でございます。潜堤は海に沈めているんですが、これは離岸堤

でございます。それで沖合いにああいうブロックが見えるのはあまり景観上よろしくないということで、潜堤にしたらいんじゃないかということなんですが、潜堤にいたしますと、今度お金がちょっと多くかかるもので、それで、ここも3基離岸堤でつくっております、それでここはそのまま離岸堤にしております。ただ、高さ的には暫定的に上から1mほど低くしてやっております。

議 長 どうもありがとうございました。時間も大分経過してしましまして、司会の不手際で申し訳ございませんが、ここらへんでどうでしょう。次回重点審議する事項が特になければ、これでご承認いただきたいんですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 それでは、ただいまの3件につきまして、次回重点審議なしということで承認したいと思います。それから、先程松富委員と折田委員から質問ありました点は、ひとつわかり次第ファックスとかご説明をよろしくお願いしたいと思います。

8 その他

議 長 それでは、事務局のほうで次回開催ということはないですね。そのほかございますか。

事務局 それでは、最後に事務局からですが、きょうの会議の議事録、これは記録にしまして、委員の皆様を送付いたします。それで内容をチェックしていただきまして、議事録とそれから答申案、これを作成いたしまして、これも皆様の了解を得た上で、今回の委員会の答申を知事に行うということをこれからやりたいと思いますので、その節のご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

9 閉 会

議 長 議長の不手際で若干時間経過してしましまして、申し訳ございませんでした。それでは、これをもちまして本日の専門委員会を終了させていただきたいと思えます。どうもご協力ありがとうございました。

(午後4時10分 終了)